

# 税

## あなたの税が未来を拓く 市町村税徴収強化月間 2011冬

市では栃木県との協働により、納税の公平と徴収の確保を図るため、年末の11月12月を「市町村税徴収強化月間」として全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

### 市民負担の公平・公正を図る

ほとんどの方は、収入から月々の生活設計を立て、税金を支払ったうえで住宅や自動車などの各種ローン、生命保険などの支払いをしています。しかし、なかには各種ローンや生命保険などは毎月支払っているにもかかわらず、税金の納付をしない滞納者がいます。これでは、誠実に納税されている方々との公平性が保たれません。

きちんと納税している多くの市民の皆様との不公平が生じないように、滞納者に対しては厳正に対処します。

### 滞納税には延滞金がかかります。

納期限の翌日から一月を経過する日までの期間は特例基準割合で（平成23年は年4.3%）、それ以降は完納の日まで年14.6%で延滞金を計算します。延滞金が発生した場合、本税および督促手数料に延滞金を加算した額を納めてい

ただく必要があります。

◎督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納していないと差押の対象になります。

給与差押

勤務先に給与支払い状況などを調査し、完納するまで毎月取り立てが続きます。

預貯金差押

金融機関に預貯金調査を行い、口座から直接取り立てます。

生命保険差押

生命保険会社に調査を行い、解約権を行使し、解約返戻金を滞納税へ充当します。

不動産差押

登記簿に差押があった旨記載され、完納しないときは公売などにより売却します。

自動車差押

自動車の差押登録をし、タイヤロックを装着して使用できなくし、インターネット公売などで売却します。

動産差押

住居などの検索を行い、差し押えた動産をインターネット公売などで売却します。

◎滞納しているときのような行政サービスへの制限もあります。

国民健康保険証の有効期間の短縮

医療機関窓口での10割負担

高額療養費等の給付の制限

市営住宅の新規入居の制限

各種補助金、交付金等の制限 など

市税などを滞納しているとこれまで積み上げてきた大切な財産を失うだけでなく、社会的信用を失うなど、不利益を生じます。

### 納期限内納税で市税を大切に 納期限はNO期限ではありません

滞納を整理するためには本来かかる必要のない経費がかかります。この費用も、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき市民すべての貴重な財産である市税から支出されます。

皆さんが公平にそして平等にサービスを受けられるよう、納期限内の納付をお願いします。

納税は「忘れず安心、  
便利で確実な口座振替」で！

### 問い合わせ

収納対策課徴収対策係  
TEL (23) 8703

## 平成23年分年末調整説明会

### 日時・場所・対象地域

下表のとおり

### 注意事項

・説明会では「年末調整のしかた」および「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」などのパンフレットを用いて説明しますので、当口お持ちください。  
・年末調整関係用紙および法定調書の用紙が不足する場合には、会場

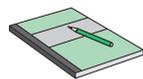
受付で担当にお申し付けください。  
都合により指定された会場に出席できない場合には、他の会場に出席ください。

### 問い合わせ

大田原税務署

TEL (22) 3115

※自動音声案内の「2」をお選びください。



開催日	開催時間	開催場所	対象地域(者)
11月11日 (金)	午前10時～正午	那須塩原市黒磯文化会館小ホール (那須塩原市上厚崎490)	那須塩原市
	午後2時～4時		
11月17日 (木)	午前10時～正午	大田原市総合文化会館ホール (本町1-3-3)	大田原市
	午後2時～4時		
11月22日 (火)	午前10時～正午	那須町文化センター小ホール (那須町大字寺子乙2567-10)	那須町
	午後2時～4時		